

R6.10.9 教育委員会会議資料（教育総務課）

西宮市教育委員会教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、令和6年10月1日付で、長岡雅美 委員を教育長職務代理者に指名したことを報告する。

令和6年10月9日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤岡 謙一

(参 考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和31年6月30日法律第162号)
(教育長)

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

○西宮市教育委員会事務局処務規則
(平成2年3月31日西宮市教育委員会規則第10号)
(職務委任)

第9条 教育委員が教育長職務代理者として行う職務のうち、事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、その職務を教育次長に委任する。

2 前項の規定により職務を委任された教育次長に事故があるとき又は欠けたときは、他の教育次長のその職務を委任する。

○西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則
(昭和52年3月31日西宮市教育委員会規則第24条)
(教育長職務代理者が行う職務を委任される者の指定)

第4条 処務規則第9条第1項に規定する教育長職務代理者が行う職務を委任される者は、第2条第1項第1号に定める教育次長とする。